

平成28年 第10回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成28年 6 月23日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成28年6月23日

東京都教育委員会第10回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第39号議案及び第40号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分について

2 報 告 事 項

- (1) 平成29年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の調査研究資料について
- (2) 平成27年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について
- (3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	木 村 孟
委 員	山 口 香
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	宮 崎 緑
委 員	大 杉 寛

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	松 山 英 幸
教育監	伊 東 哲
総務部長	堤 雅 史
都立学校教育部長	早 川 剛 生
地域教育支援部長	粉 川 貴 司
指導部長	出 張 吉 訓
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
（書記）総務部教育政策課長	岡 部 涉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成28年第10回定例会を開会します。

本日は、報道関係は東京新聞社外7社、個人は合計7名から取材・傍聴の申込みがございました。また、MXテレビ外1社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。取材・傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、木村委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回5月26日開催の第8回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第8回定例会議事録については、御承認いただきました。

前回6月9日開催の第9回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第39号議案及び第40号議案並びに報告事項（3）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

報 告

（1）平成29年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の調査研究資料について

【教育長】 報告事項（1）平成29年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の調査研究資料について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 報告資料（1）を御覧ください。平成29年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の調査研究資料について説明します。

平成29年度都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部）で使用する教科書について調査研究を行い、教科書調査研究資料を作成したので報告します。本資料は、4月14日開催の教育委員会において、高等学校等教科書の採択方針等の説明の中で作成するものとして報告したものです。

まず、「1 調査研究の対象となった教科書」ですが、文部科学省作成の「高等学校用教科書目録（平成29年度使用）」に登載された文部科学省の検定済教科書のうち、平成27年度に行われた教科書検定に新たに合格した259点について調査研究を実施しました。また、特別支援学校の高等部において使用する高等学校用教科書については、教科書調査研究資料の特別支援学校用として別途調査研究を実施しました。本日は、共通教科、特別支援、専門教科の資料と別冊を用意しています。

現行の学習指導要領に基づいて編集された主に低学年用の文部科学省検定済教科書について調査研究し、作成した資料は、報告資料のほかに、本日御用意した4点になります。

また、「高等学校教科書目録（平成29年度使用）」に登載された文部科学省検定教科書で、今回調査研究を行った種目から、「高等学校用教科書目録（平成28年度使用）」に登載された教科書については、調査項目のうち、防災関係、オリンピック・パラリンピックに関する対応について前回調査していませんので、そこを新たに追加して調査研究を行い、別冊として今回報告させていただきます。

次に、「2 都立高等学校等において使用する教科書の調査研究の項目」についてですが、アの内容、イの構成上の工夫の2項目について調査研究を行いました。

まず、アの内容については、学習指導要領の各教科・科目の目標等を踏まえ、事項別に目標等と関連する各教科書の内容について、数値データ等として一覧表にまとめています。

なお、全教科において、防災や自然災害の扱い、オリンピック・パラリンピックの扱い、また、一部の教科については北朝鮮による拉致問題の扱い、一次エネルギー及び再生可能エネルギーの扱い等についても、学習指導要領総則や東京都教育委員会の教育目標等に基づいて、東京都教育委員会として個別具体的に調査研究を行ったところです。

次に、「3 都立特別支援学校の高等部において使用する教科書の調査研究の項目」については、障害のある生徒の実態等を踏まえて、アの内容、イの構成上の工夫の2項目について調査研究を行ったところです。調査研究の概要については、報告書に添付している抜粋版を基に説明をさせていただきます。

「平成29年度使用高等学校用教科書調査研究資料（共通教科）」抜粋版の目次を御覧ください。現行の学習指導要領に基づいて編集された高等学校用教科書の検定は、平成23年度から学年進行で実施しています。平成28年3月に新たに検定合格した教科書は主に低学年用教科書となっており、その共通科目については、目次にあるように、国語以下10教科30種目になっています。

5 ページを御覧ください。ここでは採択の権限や調査研究に当たっての基本的な考

え方などを説明しています。内容は大きく3点です。

1点目は、公立学校で使用する教科書の採択については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、所管の教育委員会にその権限が属するとされていますので、都立学校については、東京都教育委員会に採択の権限があることを示しています。

2点目は、各教科書の特徴が明瞭に分かるよう調査研究を行い、教科書調査研究資料を作成するということです。

3点目は、各都立高等学校等において、校長の責任と権限の下、校内に教科書選定委員会を設置し、生徒の実態等を踏まえて教科書の調査研究を行うとともに、都教育委員会の作成する教科書調査研究資料を十分に活用して、最も適切な教科書の選定を行うことになっています。

次に、調査研究の具体的な内容について、「日本史A」を参考として御説明します。7ページを御覧ください。「地理歴史（日本史A）」で平成29年度に使用される日本史Aのうち、平成27年度の教科書検定において新たに合格した教科書は5点です。高等学校用教科書目録の中で、検定済年が平成28年と記載されているものです。

なお、高等学校教科書目録の中には、検定済年が平成27年以前となっているものがあります。それは、具体的には教科書3点です。これについては、昨年度までに、調査研究資料として御報告しており、選定採択に活用しています。したがって、当該教科書3点については、既に説明したとおり、新たに追加した項目、オリンピック・パラリンピック等の内容に限り今回調査研究を行い、別冊としてまとめて掲載しました。

9ページを御覧ください。3として、教科書の調査研究について具体的に掲載しています。（1）内容、（2）構成上の工夫の2区分で調査研究を行っています。

まず、（1）内容ですが、アとして調査研究の総括表、イとして調査項目の具体的な内容で構成しています。調査研究の総括表については、学習指導要領の各教科・科目の目標等を踏まえて設定した調査項目で、当該部分の箇所数、ページ数等々について調査を行いました。イの調査項目の具体的な内容では、教科書の特色をより明確にするため、教科書の具体的な内容を調査しています。具体的には、bの地域の文化遺産、博物館や資料館の調査・見学等を取り入れるよう工夫している学習の内容のように、

アの総括表の調査項目に関連する事項のほか、その他として、東京都教育委員会教育目標等に基づいて、東京都教育委員会として個別具体的に調査を必要とした事項があります。

これらの事項を設定した理由については、イの②に掲載しています。例えば、調査研究の総括表の調査項目のb、地域の文化遺産、博物館や資料館の調査・見学などを取り入れるよう工夫している学習の内容については、年表、地域、地図その他の資料を一層活用されるとともに、地域の文化遺産、博物館や資料館の調査・見学などを取り入れるよう工夫することが学習指導要領に示されていることから、どのような文章がどの程度掲載されているかを調査しています。また、各教科書での扱いについて、具体的に比較検討するため、この事項を設定しています。

イの①その他で、例えば防災や自然災害時における関係機関の役割等の扱いについては、東京都では、自然災害における災害を最小化し、首都機能の迅速な復旧を図る総合的なリスクマネジメント方策の確立が喫緊の課題であり、防災教育の普及等により地域の防災力の向上が重要であることから、防災や自然災害における関係機関の役割について考察させることを通じて、これらの問題を正しく理解できるようにする必要がありますことから、この事項を設定しているところです。

次に、(2)構成上の工夫に関する調査研究の内容については、①から④までで示しています。特に工夫されている点について調査研究を行っています。

10ページを御覧ください。実際の調査結果ですが、今説明した項目に従ってまとめられています。

まず、(1)内容のア、調査研究の総括表の調査結果について、調査項目ごとに、当該の記述が教科書全体にどの程度のページ数又はパーセンテージを占めているか等についてまとめています。

11ページを御覧ください。(1)内容のイ、調査項目の具体的内容として、bの地域の文化遺産、博物館や資料館の調査・見学などを取り入れるよう工夫している学習の内容を示しています。

13ページを御覧ください。cの発展的な内容の概要を示しています。

14ページから24ページを御覧ください。その他の項目で、東京都教育委員会として

定めた調査項目の具体的内容として、我が国の領土をめぐる問題の扱い等、8項目の具体的内容を教科書別にまとめて掲載しています。

25ページを御覧ください。(2)構成上の工夫に関して、教材や資料の掲載、学習活動の設定等、各教科書の工夫された部分について掲載しています。

高等学校用教科書の調査研究の内容の説明は以上です。

続きまして、27ページを御覧ください。同様に、平成29年度使用の「高等学校用教科書調査研究資料(特別支援学校)」についてまとめています。

30ページを御覧ください。参考として、「特別支援学校高等部調査研究資料の構成(全教科共通)」についてです。

1番目として、調査の対象となる教科書の冊数は高等学校用と同様で259点です。

2番目として、教科書の調査研究の項目については、障害のある生徒の実態等を踏まえて、内容及び構成上の工夫の2区分で行っています。(1)の内容については、学習の課題や要点が単元の初めや終わりにまとめてあり、障害のある生徒が、学習の見通しを持ち、要点を押さえた学習ができるかなど、三つの観点から調査を行っています。(2)の構成上の工夫については、文字の大きさが障害のある生徒にとって適切であるかなど、五つの観点から調査研究を行い、その結果を数値データとしてまとめています。

その結果を32ページ、33ページに示しています。高等学校の専門教科についても同様に調査研究を実施して、教科書調査研究資料としてまとめています。

報告書資料(1)の1枚目裏面を御覧ください。「4『教科書調査研究資料』の取扱い」についてです。今説明した教科書調査研究資料については、各都立高等学校等に配布し、各学校に設置した教科書選定委員会において、教科書を選定する際の資料として活用していただくことになります。東京都教育委員会においては、教科書調査研究資料、各都立高等学校等の教科書選定結果等を総合的に判断して、各都立高等学校等で使用することが適当と認められる教科書を採択していきたいと思っております。

なお、平成25年6月27日に議決された東京都教育委員会の平成26年度使用都立高等学校用教科書についての見解に基づく学校への対応については、今回の調査研究の結果、これまで東京都教育委員会の考え方と異なる記述があった実教出版の高校日本史

A「日A302」が高校日本史A（新訂版）「日A309」に改訂されており、「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」との記載がないことを確認したところです。したがって、実教出版の高校日本史A（新訂版）「日A309」については、学校における選定に当たって、他の教科書と同様の扱いとさせていただきます。しかし、実教出版の日本史B「日B304」については、今回改訂されなかったため、平成25年6月27日に議決した本見解に基づき採択することになります。各都立学校においては、本見解を踏まえて、校長の責任と権限の下、適正に教科書の選定を行うことを内容とする教育長名の通知を都立学校宛てに発出します。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御質問、御意見等ございましたら申し上げます。

【宮崎委員】 本調査研究は大変な労力をかけて緻密な資料ができていると思いますが、これは選定に関わる方以外でも見られるようなチャンスはあるのですか。

【指導部長】 各学校に配布して見ていただくことになります。

【指導部管理課長】 ホームページに掲載します。

【宮崎委員】 ホームページで見られるのですね。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

（２）平成27年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

【教育長】 次に、報告事項（２）平成27年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について、説明を人事部長、申し上げます。

【人事部長】 報告資料（２）平成27年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について（概要版）を御覧ください。

本件は、平成24年度の大阪市立高等学校における体罰事故以降、都内公立学校の体罰の根絶に向け、平成24年度から、都内公立学校の教職員及び児童・生徒を対象とした体罰等の実態把握を行い、毎年度結果を公表しているもので、今回で4回目となります。初めに概要版で説明した後、詳細資料について説明します。

概要版の1ページ上段を御覧ください。調査について、体罰の根絶に向けた取組を行うため、都内公立学校における実態を的確に把握することを目的とし、区市町村立学校及び都立学校全2,173校の校長、副校長、教職員、児童・生徒全てを対象に調査を行いました。調査内容は、平成27年度に発生した体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導又はその疑いのある事案です。調査方法は、教職員については校長による聞き取り調査、児童・生徒については質問紙調査及び聞き取り調査です。

表2、体罰等の態様の分類のとおり、平成25年度に作成した体罰関連行為のガイドラインで示された体罰分類基準に基づき体罰等を分類しています。体罰は、懲戒のうち、教員が児童・生徒の身体に、直接的・間接的に肉体的苦痛を与える行為で、たたく、殴る、蹴るなどの行為を指します。不適切な指導は、児童・生徒の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使で、おでこを弾く（デコピン）、手をはたく（しっぺ）、小突くなどの行為を言います。行き過ぎた指導は、運動部活動やスポーツ指導等において、児童・生徒の現況に適合しない過剰な指導を言い、暴言等は、教員が児童・生徒に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動で、罵る、脅かす、威嚇するなどの言動を言います。

平成27年度の傾向について御説明します。2ページ目の下段に記載していますが、1ページ目、2ページ目の個別の表と併せて御覧ください。

1ページ目の表2、(1)体罰の合計欄を御覧ください。体罰を行った者は前年度と比較して6人減少し、62人となりました。平成25年度と比較すると、約2分の1に減少しています。また、(2)不適切な行為、(3)指導の範囲内という、体罰には至らない事案についても、前年度と比較して、いずれも減少しました。

1ページ目の表3、場面の合計欄を御覧ください。体罰は、授業等の教育活動中における事案は減少しましたが、部活動中における事案は前年度と同数で、平成25年度と比較すると約3分の1になっています。

2ページ目の表5の合計欄を御覧ください。体罰の認識のうち、言葉で繰り返し言っても伝えられなかったことから体罰に至るものは減少し、平成25年度と比較すると約3分の1に減少しています。一方、感情的になってしまったものは増加しました。

下段の行為者の特性です。1ページ目の表3、行為者の教職員の合計欄にあるとお

り、体罰を行った者のうち、教職員は58人です。これ以降については表には示していませんが、そのうち常勤が52人、過去に体罰により処分を受けた者で、再び平成27年度に体罰事故を起こした者は4人で、前年度と同数でした。常勤教職員で体罰を行った52人の平均在職年数は16.7年で、年齢構成は20代が3人、30代が18人、40代が10人、50代が16人、60代が5人で、うち女性は7人です。

続きまして、別とじの資料を御覧ください。体罰の態様ですが、物でたたく、殴る、物をぶつけるという、物を使った危険な体罰は前年度と比較して減少しました。

児童・生徒に傷害を負わせた体罰事案ですが、傷害を負った児童・生徒は10人で、前年度と比較して減少しています。

5ページを御覧ください。体罰に至る原因ですが、技能・知識や意欲が求める水準に達しないが前年度と比較して減少し、態度が悪い、指示に従わないが多くを占めています。

7ページを御覧ください。体罰が発生した学校数ですが、全体で57校。前年度の62校と比較して減少しています。内訳は、都立学校は5校で、全て高等学校です。

8ページを御覧ください。区市町村立学校は52校で、小学校・中学校ともそれぞれ26校ずつです。また、区別に見ますと、区部では12地区で大田区が6校で最多、市町村部では9地区で八王子市が5校で最多となっています。右端の悪質性・危険性の欄に黒丸が付いている学校ですが、8ページでは区市町村立学校のみで3校です。前年度は7校でしたので、4校減少しています。この3校の事案の概要は、9ページの4番、「腕をへし折るぞ」等の暴言を吐きながら両腕をひねって引き上げ、両上腕部打撲等を負わせたもの、7番の熱した薬さじを手に押し付けやけどを負わせたもの、8番の膝で地面に首を押し付け頸椎捻挫を負わせたものとなっています。

なお、都立学校においては、悪質性・危険性についてはゼロでした。

最後に、今回の調査を踏まえて、体罰根絶に向けた取組ですが、区市町村教育委員会と連携して、経験年数に応じた研修や部活動での顧問教諭、外部指導員を対象とした指導者講習会、また、サービス事故再発防止研修におけるアンガーマネジメント研修等を引き続き実施して、教職員の体罰に対する意識改革を進めてまいります。加えて、職層に応じた研修を実施して、指導的立場に立つ教員や、管理職の体罰根絶に向けた

リーダーシップも育成していきます。

また、各学校においては、DVD等の映像資料を活用した校内^{しつ}悉皆研修の実施、管理職と教員の個別面談、また、個別の教員が抱える状況を踏まえた指導を行い、教職員の体罰根絶に向けた意識啓発を行っていきます。

なお、学校経営支援センター及び区市町村教育委員会に対し、7月、8月の服務事故防止月間を「体罰防止月間」と位置付けて研修を実施するとともに、体罰をしない・させない・許さないという各学校の姿勢を広く示して、教職員の意識啓発を一層図るため、新たな取組として、各学校において設定した体罰ゼロに向けたスローガンを各学校のホームページ等に公表していただくよう周知しました。このように体罰の根絶に向けた取組を一層強化したいと思います。

説明は以上です。

【教育長】 本件につきまして、御質問、御意見はございますか。

【宮崎委員】 感情を抑えられなくなってしまうような例は是非自覚をして改善していただきたいと思うのですが、児童・生徒の側も怒られるようなことをしてしまったケースのとき、教職員も反省しなければいけません、児童・生徒の側にも教えなければいけない点が残ると思うのです。その指導は、じっくり粘り強く説明していくとか、分かるまで教えるとか、努力はするのでしょうか、子供側への対応はどうなっているのでしょうか。

【人事部長】 体罰事故が発生したときの教職員側に対する指導と、教職員から保護者に対する謝罪等を行うということで、体罰を受けた児童・生徒側に何らかの非があつて、懲罰を行う方法として体罰を行ったということになりますので、当然、児童・生徒の非違行為に対しては、体罰を行った教員はできないので、学年主任の先生等、代わりの先生に行っていただくというのが学校の取組になっていると思います。

【遠藤委員】 調査の方法ですが、教職員については校長、児童・生徒については紙ベースと聞き取り調査とありますが、ここに上がっている数字はこれらの総合と理解していいのか、あるいは、児童・生徒の紙ベースのものなのか、いろいろなものが混ざり合った数字なのか、数字の根拠を教えてください。

【人事部長】 両方です。教職員に対しては校長からの聞き取り、児童・生徒に対

しては、まず質問紙を配布して、その中で、こういうことがありましたとか、こういうことを見ましたとか、自分はこういう嫌な思いをしましたというのを書き出していただいた内容をもって、児童・生徒に聞き取りを行って、それを総合的にまとめて出てきたのが平成27年度は397校から報告が上がってきたということです。

【遠藤委員】 それは、校長先生が教職員にヒアリングをした数字と、生徒が紙ベースで答えたものとの突き合わせているということですか。あるいは、それぞれ別に足し上げているということでしょうか。突き合わせた数字がここに出ているということですか。

【人事部長】 両方の調査を突き合わせて、実際の事象を特定していくという行為を行っているのです、それを突き合わせた上で、本校では何月に起きた事件なのかということを確認して、その内容を報告いただいて、それが体罰なのか、不適切な行為なのか、指導の範囲なのかということについて、こちらの方で判断をさせていただいているということです。

【遠藤委員】 分かりました。調査結果を時系列で見る場合、必ずしも時系列の傾向として正しいのかどうかは分からないのではないかと思います。正確に行うとしたら、校長先生による教職員の聞き取り調査だけの件数、生徒の紙ベースでの回答がこうだったとか、調査対象の内容ごとに決めていかないと、時系列で見る場合に、それぞれがごっちゃになってしまい、年によって精粗が出てくるのではないかと思います。大変ですからそのように行うと言っているわけではなく、数字としては、そういうものだというふうに理解していればいいですね。

【人事部長】 おっしゃるとおりです。調査で出てきた数字を学校の中で突き合わせて、その事象を特定して報告いただいているということです。

【遠藤委員】 例えば、児童・生徒の紙ベースでの答えだけの数字はあるのですか。

【教職員サービス担当課長】 全て突き合わせを行っています。

【遠藤委員】 ありがとうございます。

【木村委員】 私のコメントも遠藤委員のコメントと同一線上のものですが、1ページ目の表1で本調査への報告のあった学校数とありますが、これは表2の(1)、(2)、(3)、いずれも含まれているわけですね。

【人事部長】 はい、そうです。

【木村委員】 これを見ると、376校あったものが27年度は178校になって減っているという印象ですが、もう少し詳しく不適切な行為、指導の範囲内についても、学校数を記述することが必要ではないかと思えます。このままだと外へ出したときに、誤解を招くおそれがあるので、その辺の工夫をお願いしたいと思えます。

また、表1は(1)、(2)、(3)を全て含んでいるので何とも言えないのですが、25年は376校あったのが、27年度は178校あって、この二つを比べると減っています。しかし、26年度、27年度の減り方は少ないですね。これは確かに努力の結果は出ているのですが、なかなか根絶というところまではいきにくいということを示しているのではないかと思えます。そのようなことが分かるように、より細かくデータを示していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

【人事部長】 御指摘のとおり、減少幅が縮んできているということで、確かに効果は上がっているけれども、根絶までの取組としては、アンガーマネジメント研修を実施して、教員は感情のコントロールができるよう研修で身に付けてもらわなければならないと思っていますし、表2の62名の体罰という点については、先ほど詳細資料でお示しした学校数が体罰の62名の学校数になるので、不適切な行為、指導の範囲を含めて、303人、184人について詳細なデータをお示しできるようにしていきたいと思っています。

【木村委員】 よろしくをお願いします。

【教職員サービス担当課長】 体罰、不適切な行為、指導の範囲内、それぞれについて人数以外に校数はどうかということですが、別冊資料の2ページを御覧ください。

【木村委員】 既に行っているのですね。

【教職員サービス担当課長】 2ページ下段の「報告の内容」に校数も付記していますので、御確認いただければと思います。

【木村委員】 分かりました。ありがとうございました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【山口委員】 指導の効果が徐々に表れているのは良いことだと思うのですが、2ページで、過去に体罰の処分を受けた者で再び体罰事故を起こした者は4人で前年度

と同数だったということは、52人のうち48人は新たな事例というか、講習を受けても常習的にコントロールできないのではなくて、みんなが潜在的に怒りなどの感情を持っているということ。それから、例えば学校が変わってコミュニケーションの度合いなど、年齢的なもの、児童・生徒の実態、保護者との関係など、単に怒りがコントロールできない、怒りを誘発する現代的な原因のようなものが色々変わってきているのではないかと思います。通常、これまで体罰を行っていなかった人が体罰をするというのは何か原因があると思うので、そういう意味では、この数字を見ると、体罰の根絶は非常に難しいという現実を見せられる思いです。世の中が非常に変化して、子供たちの環境も変化しているので、講習の内容も実例などをよく見ていただきながら御指導いただいて、新たな事例を増やさないように考えていただければありがたいと思います。

【人事部長】 繰り返すということではなく、年代別にも偏りがあるということではありませんので、1年から3年までの初任者研修から体罰に対する意識をしっかりと培っていただきたいと思っていますし、10年目の経験者研修もあるので、体罰に対する研修にしっかりと取り組んでいきたいと思っています。また、研修の内容も、時宜にかなって毎年更新を行い、新たな事例に対してもしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

7月14日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 次回教育委員会定例会の開催は、7月14日木曜日、午前10時から教育委員会室において開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 次回日程その他について、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時52分)